



目 次

| 告 示 | ペー ジ |
|---|------|
| ○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (薬務衛生課) | 1 |
| ○道路の区域変更 (2件) (道 路 課) | 1 |
| 公 告 | |
| ○令和3年度製菓衛生師試験の実施 (薬務衛生課) | 2 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課) | 2 |
| ○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課) | 2 |
| 高知県公営企業局管理規程 | |
| ◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程 | 2 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (3・31揭示) | 2 |
| ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (3・31揭示) | 2 |
| ◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (3・31揭示) | 3 |
| ◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (3・31揭示) | 4 |
| ◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (4・1揭示) | 4 |
| 高知県人事委員会告示 | |
| ◎給料表別級別職務区分表の一部改正 (3・31揭示) | 5 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札 (県立学校学習者用携帯端末の購入) の公告 (総務事務センター) | 6 |
| 落札公告 | |
| ○落札者等の公告 (公園下水道課) | 7 |
| ----- 告 示 ----- | |
| 高知県告示第278号 | |
| 理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法 (昭和32年法律第 | |

163号) 第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会 (以下「講習会」と総称する。) の指定を令和3年4月16日付で次のとおり行った。
令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習会の実施期間及び実施場所
令和3年8月23日 (月) から同年9月13日 (月) まで
愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館
- 講習会の講習科目及び講習時間数
(1) 公衆衛生 4時間
(2) 理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理 14時間
- 講習会の受講料
16,000円
- 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第279号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 藪ヶ市松野
- 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|--------------|------------|
| 四万十市西土佐下家地字石ケ谷825番1から四万十市西土佐下家地字下ヲソゴイ2300番まで | 前 | 2.5 } | 420 |
| | | 11.7 | |
| 四万十市西土佐下家地字タキ山2069番7 | | 2.8 | |

| | | | | |
|--|---|---|----------|-----|
| から 四万十市西土佐下家地字下ヲソゴイ2307番1まで | 後 | A | 11.7 | 575 |
| | | B | 6.2 } | 420 |
| 四万十市西土佐下家地字石ケ谷825番1から四万十市西土佐下家地字下ヲソゴイ2300番まで | | | 91.5 | |
| 四万十市西土佐下家地字アカバイ932番1から四万十市西土佐下家地字ヲソフキ883番2まで | 前 | | 2.4 } | 307 |
| | | | 9.3 | |
| | 後 | | 5.7 } | 307 |
| | | | 31.3 | |

高知県告示第280号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 志和仁井田
- 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | |
|--|--------|--------------|------------|-----|
| 高岡郡四万十町志和字猪ノ口227番1から高岡郡四万十町志和字大屋敷196番1まで | 前 | 4.3 } | 132 | |
| | | 7.2 | | |
| | 後 | A | 4.3 } | 132 |
| | | | 7.2 | |
| | B | 5.1 } | 133 | |
| | | 14.0 | | |

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、令和3年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和3年7月7日(水)午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
9,400円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)
- 4 受験願書の提出期間
令和3年6月1日(火)から同月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和3年6月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 6 合格者の発表
令和3年7月21日(水)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高知県吾南土地改良区の定款の変更を令和3年4月5日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市都市整備課

公営企業局管理規程

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月16日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第8号
高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程(平成8年高知県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(18)の項中「通勤手当」を「通勤手当及び児童手当」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月16日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第5号
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中「行政サービスデジタル化推進監」を「デジタル化推進監」に、

「地域包括ケア推進監

地域包括ケア推進監(総括)」

を

「ワクチン接種推進監」

に改め、「産業技術振興監」を削り、「高知高等技術学校長」を「高知高等技術学校長 農業技術センター所長」

に改め、同項3種の欄中「地域包括ケア推進企画監」を削り、「消防学校長」

を「消防学校長

地域包括ケア推進企画監」

に、「産学官民連携センター副センター長」

を「産学官民連携センター副センター長

大阪事務所関西圏観光推進企画監」

に改め、「農業技術センター所長」を削り、「中央東林業事務所嶺北林業振興事務所所長」

を「中央東林業事務所嶺北林業振興事務所所長

林業大学校副校長」

に改め、同条第3項の(4) 医療職給料表(1)の表中

「

| | | | |
|----|----|---------|---------|
| 4級 | 2種 | 99,100円 | 83,500円 |
| | 3種 | 88,100円 | 74,200円 |

を

「

| | | | |
|----|----|----------|---------|
| 4級 | 1種 | 110,100円 | 92,700円 |
| | 2種 | 99,100円 | 83,500円 |
| | 3種 | 88,100円 | 74,200円 |

に改める。

別表第1の7の表中「医事薬務課」を「薬務衛生課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中「地域包括ケア推進監（総括）」を削り、

「中央東福祉保健所長」

を

「中央東福祉保健所長
幡多福祉保健所長」

に、

「高知高等技術学校長」

を

「高知高等技術学校長
農業技術センター所長」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~  
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第7号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大川村役場」を「計画推進課員駐在所」に改める。

別表第2中

「

|              |           |
|--------------|-----------|
| 幡多郡大月町弘見2230 | 大月町役場     |
| 〃            | 計画推進課員駐在所 |

」

を

「

|              |           |
|--------------|-----------|
| 幡多郡大月町弘見2230 | 計画推進課員駐在所 |
|--------------|-----------|

」

に改める。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「行政サービスデジタル化推進監 医監 地域包括ケア推進監(総括)」を「地域防災監 医監」に、「地域産業振興監 産業技術振興監」を「地域産業振興監」に、「国営農地整備推進監 林業人材育成推進監」を「国営農地整備推進監」に、「危機管理指導監 保健推進監」を「危機管理指導監」に、「消防防災航空センター長」を「消防防災航空センター長 保健推進監」に、「情報政策課の電子県庁」を「デジタル政策課のデジタル県庁」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「地域包括ケア推進監、」を削り、「中央児童相談所の虐待防止対策監」を

「中央児童相談所の虐待防止対策監 大阪事務所の関西圏観光推進企画監」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「教育次長 参事」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第9号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「企画財政課長補佐(財政を担当する者に限る。) 市長公室長 市長公室班長」を「財政課長補佐」に改め、同表土佐市教育委員会の項中「

|          |    |
|----------|----|
| 少年育成センター | 所長 |
|----------|----|

を

|            |    |
|------------|----|
| 少年育成センター   | 所長 |
| 男女共同参画センター | 所長 |

に改め、同表須崎市市長部局本庁の項中「地方創生振興監 課長 室長」を「課長 室長 推進監」に改め、同表須崎市教育委員会事務局の項中「課長 推進監」を「課長」に改め、同表宿毛市農業委員会事務局の項を削り、同表芸西村の項中

|      |    |       |    |
|------|----|-------|----|
| 村長部局 | 本庁 | 会計管理者 | 課長 |
|------|----|-------|----|

を

|       |      |       |    |
|-------|------|-------|----|
| 議会事務局 | 事務局長 |       |    |
| 村長部局  | 本庁   | 会計管理者 | 課長 |

に改め、同表芸西村教育委員会の項中

|     |       |
|-----|-------|
| 小学校 | 校長 教頭 |
|-----|-------|

を

|     |       |
|-----|-------|
| 事務局 | 教育次長  |
| 小学校 | 校長 教頭 |

に改め、同表中土佐町町長部局の項中

|       |       |    |
|-------|-------|----|
| 中土佐庁舎 | 会計管理者 | 課長 |
| 大野見庁舎 | 課長    |    |

を

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 本庁 | 会計管理者 | 課長 |
|----|-------|----|

に改め、同表大月町町長部局本庁の項中「課長 室長」を「課

長」に改める。

別表第2高知県市町村総合事務組合の項中「会計管理者」を「会計管理者 業務課長」に改め、同表嶺北広域行政事務組合の項中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に、「所長」を「所長 所長心得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の知事部局の項中  
「地域防災企画監」

を  
「地域防災企画監  
保健推進監」

に改め、「保健推進監」を削り、  
「産学官民連携センター副センター長」

を  
「産学官民連携センター副センター長  
大阪事務所関西圏観光推進企画監」

に改め、同表の7級の知事部局の項中「行政サービスデジタル化推進監」を「デジタル化推進監」に、「地域包括ケア推進監」を「ワクチン接種推進監」に改め、「産業技術振興監」、「幡多福祉保健所長」及び「工業技術センター所長」を削り、同表の7級の項中

|                  |       |
|------------------|-------|
| 議会事務局<br>監査委員事務局 | 事務局次長 |
|------------------|-------|

を

|         |       |
|---------|-------|
| 監査委員事務局 | 事務局次長 |
|---------|-------|

に改め、同表の8級の知事部局の項中「地域包括ケア推進監（総括）」を削り、  
「中央東福祉保健所長」

を  
「中央東福祉保健所長  
幡多福祉保健所長」

に改め、同表の8級の項中

|       |               |
|-------|---------------|
| 教育委員会 | 教育次長<br>教育振興監 |
|-------|---------------|

を

|       |               |
|-------|---------------|
| 教育委員会 | 教育次長<br>教育振興監 |
|-------|---------------|

|       |       |
|-------|-------|
| 議会事務局 | 事務局次長 |
|-------|-------|

に改める。  
別表第6の5級の項中  
「水産試験場長」  
を  
「工業技術センター所長  
農業技術センター所長  
水産試験場長」  
に改める。



-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
県立学校学習者用携帯端末 10,600台
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限  
令和4年3月31日
- (4) 購入物品の納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和3年4月16日（金）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和3年4月16日午前9時から同月26日午後5時までの間に会計管理局のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatujouhou-index.html>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月20日（木）午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年5月19日（水）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に到着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階第3会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年4月26日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年4月26日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 契約の締結

この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: 10,600 complete sets of tablets for classroom use at prefectural schools

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 26 April 2021

- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 20 May 2021
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 19 May 2021
- (5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788
- (6) Others: As in the tender documentation

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部公園下水道課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ウォーターエージェンシー・高知プラントサービス特定委託業務共同企業体 東京都新宿区東五軒町3番25号
- 5 落札金額  
1,386,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和2年12月25日